

公益信託法の見直しに関する中間試案（案）

目 次

第 1	新公益信託法の目的.....	3
第 2	公益信託の定義等.....	3
1	公益信託の定義	3
2	公益信託事務の定義.....	3
3	現行公益信託法第 2 条第 1 項の削除.....	3
第 3	公益信託の効力の発生.....	3
1	公益信託の成立の認可.....	3
2	不認可処分を受けた信託の効力.....	3
第 4	公益信託の受託者.....	4
1	公益信託の受託者の資格.....	4
2	公益信託の受託者の権限、義務及び責任.....	5
第 5	公益信託の信託管理人.....	6
1	公益信託における信託管理人の必置.....	6
2	公益信託の信託管理人の資格.....	6
3	公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任.....	6
第 6	公益信託の委託者.....	8
1	公益信託の委託者の権限.....	8
2	公益信託の委託者の相続人.....	8
第 7	行政庁	8
1	公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁.....	8
2	行政庁の区分	8
第 8	公益信託の成立の認可の申請.....	9
1	公益信託の成立の認可の申請主体.....	9
2	公益信託の成立の認可の申請手続.....	9
第 9	公益信託の成立の認可基準.....	9
1	公益信託の目的に関する基準.....	9
2	公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準.....	9
3	公益信託の信託財産に関する基準.....	10
4	公益信託の信託行為の定めに関する基準.....	10
第 10	公益信託の名称.....	11

第 1 1	公益信託の情報公開.....	12
1	公益信託の情報公開の対象及び方法.....	12
2	公益信託の公示	12
第 1 2	公益信託の監督.....	12
1	行政庁の権限	12
2	裁判所の権限	12
第 1 3	公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任.....	13
1	公益信託の受託者の辞任.....	13
2	公益信託の受託者の解任.....	13
3	公益信託の新受託者の選任.....	13
第 1 4	公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任.....	13
第 1 5	公益信託の変更，併合及び分割.....	14
1	公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更.....	14
2	公益信託の目的の変更.....	14
3	公益信託の併合・分割.....	15
第 1 6	公益信託の終了.....	16
1	公益信託の終了事由.....	16
2	公益信託の存続期間.....	16
3	委託者，受託者及び信託管理人の合意による終了.....	17
4	公益信託の終了命令.....	17
5	公益信託の成立の認可の取消しによる終了.....	17
第 1 7	公益信託の終了時の残余財産の処理.....	18
1	残余財産の帰属権利者の指定.....	18
2	最終的な残余財産の帰属.....	18
第 1 8	公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等.....	19
1	公益先行信託	19
2	公益信託から受益者の定めのある信託への変更.....	20
3	残余公益信託	20
4	受益者の定めのある信託から公益信託への変更.....	20
第 1 9	その他	20
1	信託法第 3 条第 3 号に規定する方法による公益信託.....	20
2	新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い.....	20
3	罰則	21
4	その他	21

第1 新公益信託法の目的

新公益信託法は、公益信託の成立の認可を行う制度を設けるとともに、受託者による公益信託事務の適正な処理を確保するための措置等を定めることにより、民間による公益活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とするものとする。

第2 公益信託の定義等

1 公益信託の定義

公益信託は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益を目的とする受益者の定めのない信託として、行政庁から公益信託の成立の認可を受けたものとする。

2 公益信託事務の定義

公益信託事務は、学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他の公益に関する具体的な種類の信託事務であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものとする。

3 現行公益信託法第2条第1項の削除

現行公益信託法第2条第1項を削除するものとする。

第3 公益信託の効力の発生

1 公益信託の成立の認可

公益信託は、当事者が信託行為をし、かつ、行政庁による公益信託の成立の認可を受けることによってその効力を生ずるものとする。

2 不認可処分を受けた信託の効力

公益信託として新たに信託を成立させる場合に行政庁から不認可処分を受けても当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託としてその効力を生ずるものとし（注1）、当該信託については信託法第11章の規定を適用するものとする（注2）。

（注1）上記のような規律については、新公益信託法の中に規定を設けるのではなく、解釈に委ねるべきであるという考え方がある。

（注2）行政庁から不認可処分を受けた受益者の定めのない信託について、信託法

第 11 章の規定を適用するが、一定の事項につき信託法第 11 章の特則を設けるべきであるという考え方がある。

○部会資料 44 の第 3 「公益信託の効力の発生」

1 略

2 不認可処分を受けた信託の効力

行政庁から不認可処分を受けた場合であっても、当該信託を受益者の定めのない信託として有効に成立させる旨の信託行為の定めがあるときは、当該信託は、不認可処分を受けた時から受益者の定めのない信託としてその効力を生じるものとし（注 1）、当該信託については、信託法第 258 条第 1 項の受益者の定めのない信託に関する信託法第 11 章の規定を適用するものとする（注 2）。

（注 1）略

（注 2）略

（補足説明）

第 46 回会議では、部会資料 44 の第 3 の 2 の提案に対し、既に受益者の定めのない信託が有効に成立しており、その信託が公益信託の成立の認可申請をして不認可になった場合には当該信託は不認可処分を受けた時よりも前に効力を生じていることから、提案の表現を工夫すべき旨の指摘があった。その指摘を踏まえ、本部会資料の第 3 の 2 の提案では、冒頭に「公益信託として新たに信託を成立させる場合に」という文言を追加する旨の変更をして第 3 の 2 の規律が適用される場面を限定し、既に受益者の定めのない信託として存在している信託が公益信託の成立の認可を受ける場面では該当しないことを明らかにしている。また、部会資料 44 の第 3 の 2 の提案では「信託法第 258 条第 1 項の受益者の定めのない信託に関する信託法第 11 章の規定」と記載していたが、上記の前半部分は敢えて記載するまでの必要性に乏しいことから「信託法第 11 章の規定」に変更している。

第 4 公益信託の受託者

1 公益信託の受託者の資格

公益信託の受託者は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1) 公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること（注 1）

【甲案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する法人であること

【乙案】公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有する者（法人又は自然人）であること（注 2）

(注1) 受託者がその信託財産の処分を行う場合には、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者又は組織（運営委員等又は運営委員会等）の意見を聴くことを必要とすべきであるとの考え方がある。

(注2) 受託者の資格として、自然人が公益信託の受託者となる場合には、公益信託の信託財産の適切な管理・運用をなし得る能力を有する法人と共同で受託者となることを必要とし、その法人と共同で公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有することを必要とするとの考え方がある。

(2) 受託者が自然人である場合（(1)で乙案を採用する場合）

ア 信託法第7条に掲げる者に該当しないこと

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

ウ 信託法その他の法律の規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者に該当しないこと

オ 公益信託の成立の認可を取り消されたことに責任を負う公益信託の受託者又は信託管理人でその取消しの日から5年を経過しない者に該当しないこと

(3) 受託者が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(2)アないしオのいずれかに該当する者がいないこと

2 公益信託の受託者の権限、義務及び責任

(1) 公益信託の受託者の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の受託者の権限、義務及び責任と同様であるものとする。

(2) 受託者の善管注意義務は、軽減することはできないものとする。

第5 公益信託の信託管理人

1 公益信託における信託管理人の必置

公益信託の信託行為には、信託管理人を指定する旨の定めを設けなければならないものとする。

(注) 美術館や学生寮の運営等を公益信託事務としている公益信託においては、会社法がその規模等に応じて監査役、会計参与、会計監査人等を置かなければならない会社を定めていることを参考にして、公益信託事務の規模等に応じて、公益信託の信託行為に、事務処理及び会計の監査権限を有する者を指定する旨の定めも設けなければならないとする考え方がある。

2 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1)ア 受託者又はその親族、使用人その他受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

イ 委託者又はその親族、使用人その他委託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

(2) 信託法第124条に掲げる者に該当しないこと

(3) 信託管理人が自然人である場合

前記第4の1(2)に掲げる者に該当しないこと

(4) 信託管理人が法人である場合

業務を執行する社員、理事若しくは取締役、執行役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監事若しくは監査役のうちに、上記(3)のいずれかに該当する者がいないこと

(注) 上記(1)から(4)までに加え、当該公益信託の目的に照らしてふさわしい学識、経験及び信用を有する者（公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者）であることを必要とする考え方がある。

3 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任

(1) 公益信託の信託管理人の権限、義務及び責任は、受益者の定めのある信託の信託管理人の権限、義務及び責任と同様であるものとする。

(2) 信託管理人の権限は、信託行為の定めによって制限することは原則としてできないものとし、信託管理人の義務及び責任は、信託行為の定めによって制限することはできないものとする。

○部会資料４４の第５「公益信託の信託管理人」

１ 略

２ 公益信託の信託管理人の資格

公益信託の信託管理人は、次の資格を満たさなければならないものとする。

(1)ア 受託者又はその親族，使用人等の受託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

イ 委託者又はその親族，使用人等の委託者と特別の関係を有する者に該当しないこと

(2) 略

(3) 略

(4) 略

(注) 略

３ 略

(補足説明)

第４６回会議では、部会資料４４の第５の２(1)ア及びイの提案に対し、「受託者（委託者）又はその親族，使用人等の」とその直後の「受託者（委託者）と特別の関係を有する者」で文章を区切って読まれる可能性があり分かりにくい旨の指摘があった。その指摘を踏まえ、本部会資料の第５の２(1)ア及びイでは、上記部分の表現を「受託者（委託者）又はその親族，使用人その他受託者（委託者）と特別の関係を有する者」に変更している。

また、第４６回会議では、部会資料４４の第５の２の（注）に対し、公益信託の受託者の資格が「公益信託事務の適正な処理をなし得る能力を有すること」とされていることに合わせ、「公益信託事務の適正な処理の監督をなし得る能力を有する者」という表現の方が分かりやすいとの意見があったことから、本部会資料の第５の２（注）では、上記の表現を括弧書の中に追加する表現の変更をしている。

第6 公益信託の委託者

1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、信託行為により制限できるものとする。

2 公益信託の委託者の相続人

公益信託の委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする（注）。

（注）信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによるものとする考え方もある。

○部会資料4-4の第6「公益信託の委託者」

1 公益信託の委託者の権限

公益信託の委託者の行使できる権限は、受益者の定めのある信託の委託者が有する権限と同様とした上で、委託者の権限は信託行為により制限できるものとする。

2 公益信託の委託者の相続人

公益信託がされた場合には、委託者の相続人は、委託者の地位を相続により承継しないものとする（注）。

（注）略

（補足説明）

本部会資料の第6の1及び2の提案については、部会資料4-4の第6の1及び2の提案から実質的な変更点はないが、第46回会議における指摘を踏まえ、文章を簡潔にするためにそれぞれ表現を変更している。

第7 行政庁

1 公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁

現行公益信託法第2条第1項及び第3条の規律を廃止し、公益信託の成立の認可・監督は、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、特定の行政庁が行うものとする。

2 行政庁の区分

現行公益信託法第10条及び第11条の規律を改め、公益信託事務が行われる範囲が1の都道府県の区域内に限られる公益信託の成立の認可・監

督を行う行政庁は都道府県知事とし、公益信託事務が行われる範囲が2以上の都道府県の区域内である公益信託の成立の認可・監督を行う行政庁は国の行政庁とするものとする。

第8 公益信託の成立の認可の申請

1 公益信託の成立の認可の申請主体

公益信託の受託者になろうとする者は、当該信託について行政庁による公益信託の成立の認可の申請をすることができるものとする。

2 公益信託の成立の認可の申請手続

公益信託の成立の認可の申請は、必要事項を記載した申請書等を行政庁に提出してしなければならないものとする。

第9 公益信託の成立の認可基準

（前注）本項1から4までの成立の認可基準の他に、次に掲げるものを認可基準とするものとする。

- ・公益信託の受託者の資格（前記第4の1）
- ・公益信託の信託管理人の資格（前記第5の2）
- ・公益信託終了時の残余財産の帰属権利者を信託行為で定めていること（後記第17の1）

行政庁は、公益信託の成立の認可の申請がされた信託が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該信託について公益信託の成立の認可をするものとする。

1 公益信託の目的に関する基準

公益信託事務を行うことのみを目的とするものであること

2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準

公益信託の受託者が行う信託事務が、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること

なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする。

3 公益信託の信託財産に関する基準

- (1) 公益信託の信託財産は、金銭に限定しないものとする。
 - (2) 公益信託設定当初の信託財産に加え、信託設定後の信託財産の運用や、委託者又は第三者からの拠出による事後的な信託財産の増加等の計画の内容に照らし、当該公益信託の存続期間を通じて、公益信託事務を遂行することができる見込みがあること
 - (3) 信託財産に、他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が原則として含まれないことを必要とし、例外として、当該株式等の財産の保有によって他の団体の事業活動を実質的に支配するおそれがない場合は当該株式等の財産が含まれることを許容する（注）。
- （注）公益信託の信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる株式等の財産が含まれるか否かを公益信託の成立の認可基準としないという考え方がある。

4 公益信託の信託行為の定めに関する基準

- (1) 信託行為の定めの内容が、次に掲げる事項に適合することとする。
 - ア 委託者、受託者若しくは信託管理人又はこれらの関係者に対して特別の利益を供与するものでないこと
 - イ 特定の個人又は団体に対して寄附その他の特別の利益を供与するものでないこと
 - ウ 受託者及び信託管理人の報酬について、不当に高額にならない範囲の額又は算定方法が定められていること
 - エ 公益信託の会計について
 - (ア) 公益信託事務に係る収入がその実施に要する適正な費用を償う額を超えないと見込まれるものであること
 - (イ) 遊休財産額が一定の制限を超えないと見込まれるものであること
 - (ウ) 公益信託に係る費用のうち当該公益信託の運営に必要な経常的経費の額が一定の割合以下となると見込まれるものであること（注）

（注）エ(ウ)の基準は不要であるとする考え方がある。
- (2) 公益信託事務が金銭の助成等に限定されている公益信託について、上記(1)エの基準は適用しないものとする。

○部会資料 4 4 の第 9 「公益信託の成立の認可基準」

（前注）略

1 略

2 公益信託の受託者の行う信託事務に関する基準

公益信託の受託者は、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務を行わなければならない、その目的の達成のために必要性を欠く信託事務を行っては

ならないものとする。

3 略

4 略

(補足説明)

第46回会議では、部会資料44の第9の2の提案に対し、信託行為や事業計画書に記載されている信託事務の内容が公益信託の目的達成のために必要性を欠く信託事務を行うものになっていないかを行政庁が認可の際に判断するという趣旨を表現すべきである旨の意見、公益信託の受託者が公益信託の目的の達成のために必要な収益を伴う信託事務を行うことを妨げないことを分かりやすく表現すべきである旨の意見等が出された。これらの意見を踏まえ、本部会資料の第9の2の提案では、公益信託の受託者が行う信託事務が収益を伴うものであっても、それが当該公益信託の目的の達成のために必要な範囲であれば許容されることが端的に明らかになるように、「公益信託の受託者が行う信託事務が、当該公益信託の目的の達成のために必要な信託事務であること なお、当該信託事務が収益を伴うことは許容されるものとする」との表現の変更をしている。なお、本部会資料の第9の3(2)及び(3)の提案について、部会資料44の第9の3(2)及び(3)の提案から実質的な変更点はないが、部会資料44では項目名と本文の内容が重複し読みにくい面があったことから、項目名を削除している。

第10 公益信託の名称

公益信託の名称に関して、以下のような規律を設けるものとする。

- 1 公益信託には、その名称中に公益信託という文字を用いなければならない。
- 2 何人も、公益信託でないものについて、その名称又は商号中に、公益信託であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。
- 3 何人も、不正の目的をもって、他の公益信託であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならない。
- 4 3に違反する名称又は商号の使用によって事業に係る利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある公益信託の受託者は、その利益を侵害する者又は侵害するおそれがある者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第 1 1 公益信託の情報公開

1 公益信託の情報公開の対象及び方法

現行公益信託法第 4 条第 2 項を廃止又は改正し、新たな公益信託の情報公開の対象、方法については、公益財団法人と同等の仕組みとするものとする。

2 公益信託の公示

行政庁は、公益信託の成立の認可やその取消し、公益信託の変更、併合・分割の認可をしたときは、その旨を公示しなければならないものとする。

第 1 2 公益信託の監督

1 行政庁の権限

現行公益信託法第 4 条第 1 項の規律を改め、行政庁は、次の権限を行使するものとする。

- (1) 行政庁は、公益信託事務の適正な処理を確保するために必要な限度において、受託者に対し、その公益信託事務及び信託財産の状況について必要な報告を求め、又は、その職員に、当該受託者の事務所に立ち入り、その公益信託事務及び信託財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。
- (2) 行政庁は、公益信託が成立の認可基準のいずれかに適合しなくなったとき等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合には、受託者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- (3) 行政庁は、上記(2)の勧告を受けた受託者が、正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかったときは、当該受託者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- (4) 行政庁は、上記(3)の命令を受けた受託者が、正当な理由がなく、その命令に従わなかったときは、当該公益信託の成立の認可を取り消さなければならない。

2 裁判所の権限

裁判所は、信託法が裁判所の権限としている権限を原則として有するものとするに加え、現行公益信託法第 8 条が裁判所の権限としている権限を有するものとする。

第 1 3 公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任

1 公益信託の受託者の辞任

現行公益信託法第 7 条の規律を改め，受託者は，委託者及び信託管理人の同意を得て辞任することができるほか，[やむを得ない事由／正当な理由]があるときは裁判所の許可を得て辞任することができるものとする。

2 公益信託の受託者の解任

(1) 委託者及び信託管理人の合意による解任について

委託者及び信託管理人は，[受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき／正当な理由があるとき]は，その合意により受託者を解任することができるものとする。

(2) 委託者及び信託管理人の合意がない場合において，受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは，裁判所は，委託者又は信託管理人の申立てにより，受託者を解任することができるものとする。

委託者については信託行為において受託者の解任の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

3 公益信託の新受託者の選任

(1) 委託者及び信託管理人は，信託行為に新受託者に関する定めがある場合は，当該定めに従い，信託行為に新受託者に関する定めがない場合は，信託法第 6 2 条第 1 項の方法により新受託者を選任することができるものとした上で，新受託者になろうとする者は，行政庁による新選任の認可を受けるものとする。

(2) 信託法第 6 2 条第 1 項の場合において，同項の合意に係る協議の状況その他の事情に照らして必要があると認めるときは，裁判所は，利害関係人の申立てにより，新受託者を選任することができるものとした上で，新受託者になろうとする者は，行政庁による新選任の認可を受けるものとする（注）。

（注）行政庁による認可を必要とせず，裁判所が新受託者を選任する前に，行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

第 1 4 公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任

公益信託の信託管理人の辞任・解任，新信託管理人の選任の規律は，公益信託の受託者の辞任・解任，新受託者の選任と同様の規律とするものとする。

第15 公益信託の変更、併合及び分割

(前注) 行政庁に対する変更、併合及び分割の認可の申請は、いずれも受託者が行うことを前提としている。

1 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更

(1) 現行公益信託法第5条及び第6条を廃止又は改正し、

ア 公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

イ 裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の変更を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において変更命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

ウ 受託者は、上記イの変更命令の後、行政庁による変更の認可を受けるものとする(注)。

(注) 行政庁による変更の認可を必要とせず、裁判所が信託の変更を命ずる前に、変更後の信託が公益信託の成立の認可基準を充足するか否かについて、行政庁に意見を聴くものとする考え方がある。

(2) 上記(1)アの例外として、公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定め of 軽微な変更をするときは、受託者は、その旨を行政庁に届け出るとともに、当該変更について委託者及び信託管理人の同意を得ていない場合には、遅滞なく、委託者及び信託管理人に対し、変更後の信託行為の定めの内容を通知しなければならないものとする。

2 公益信託の目的の変更

(1) 現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の目的の変更は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

(2) 現行公益信託法第9条を改正し、公益信託の目的を達成したとき又はその目的を達成することができなくなったときは、

ア 委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、公益信託の目的を他の公益目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

イ 委託者が現に存しない場合には、受託者及び信託管理人は、その合意により、公益信託の目的を類似の目的に変更し、行政庁による変更の認可を受けることによって公益信託を継続できるものとする。

3 公益信託の併合・分割

現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託の併合・分割は、委託者、受託者及び信託管理人の合意等がある場合には、行政庁による併合・分割の認可を受けることによってすることができるものとする（注）。

（注）裁判所は、信託行為の当時予見することのできなかった特別の事情により、信託行為の定めが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして公益信託の目的の達成に支障になるに至ったときは、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の併合・分割を命ずることができる旨の規律を設けるものとする考え方がある。

○部会資料44の第15「公益信託の変更、併合及び分割」

（前注）略

1 略

2 公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更

（1）現行公益信託法第6条を廃止又は改正し、公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更（公益信託の目的の変更及び公益信託事務の範囲の変更を含む。）は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による変更の認可を受けることによってすることができるものとする。

（2）略

3 略

（補足説明）

第45回会議では、部会資料42のように第15の1の項目名を「公益信託の目的以外の信託行為の定めの変更」、第15の2の項目名を「公益信託の目的の変更」としていた場合には、第15の1の変更には「委託者、受託者及び信託管理人の合意等」（信託法第149条第2項及び第3項の規律が適用される。）が必要であり、第15の2の変更には「委託者、受託者及び信託管理人の合意」（上記の規律は適用されない。）が必要であるという整理（部会資料42の第1の1（注2）参照）が可能であるが、部会資料43及び44のように第15の1の項目名を「公益信託事務の処理の方法に係る信託行為の定めの変更」とし、第15の2の項目名を「公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更」とすると、上記の整理が不可能になる旨の指摘があった。

また、部会資料44の第15の2の提案では、公益信託事務の処理の方法以外の信

託行為の定めの変更（公益信託の目的の変更及び公益信託事務の範囲の変更を含む。）は「委託者、受託者及び信託管理人の合意」によりできるものとしていたが、公益信託事務の範囲の変更であっても、それが公益信託の目的の変更を伴うものでなければ、「委託者、受託者及び信託管理人の合意等」での変更を許容することも考えられるから、部会資料４４の表現はいささか不正確な面があった。

そこで、上記の指摘等を踏まえ、本部会資料の第１５の２(１)の提案では、項目名を「公益信託事務の処理の方法以外の信託行為の定めの変更」から「公益信託の目的の変更」に変更するとともに、本文中の「公益信託事務の範囲の変更」を削除している。「公益信託事務の範囲の変更」については、本部会資料の第１５の１(１)又は２(１)の規律のいずれかが適用されることを想定している。

第１６ 公益信託の終了

１ 公益信託の終了事由

公益信託は、次に掲げる場合に終了するものとする。

- (１) 信託の目的を達成したとき、又は信託の目的を達成することができなくなったとき。
- (２) 受託者又は信託管理人が欠けた場合であって、新受託者又は新信託管理人が就任しない状態が１年間継続したとき。
- (３) 受託者が信託法第５２条（第５３条第２項及び第５４条第４項において準用する場合を含む。）の規定により信託を終了させたとき。
- (４) 信託の併合がされたとき。
- (５) 信託法第１６５条又は第１６６条の規定により信託の終了を命ずる裁判があったとき。
- (６) 信託財産についての破産手続開始の決定があったとき。
- (７) 委託者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けた場合において、破産法第５３条第１項、民事再生法第４９条第１項又は会社更生法第６１条第１項（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第４１条第１項及び第２０６条第１項において準用する場合を含む。）の規定による信託契約の解除がされたとき。
- (８) 信託行為において定めた事由が生じたとき。

２ 公益信託の存続期間

公益信託の存続期間については、制限を設けないものとする。

3 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

【甲案】公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意がある場合には、行政庁による公益信託の〔終了の認可／成立の認可の取消し〕を受けることによってすることができるものとする。

【乙案】公益信託の終了は、委託者、受託者及び信託管理人の合意のみによりすることができるものとする。

4 公益信託の終了命令

信託行為の当時予見することのできなかつた特別の事情により、公益信託を終了することが信託の目的及び信託財産の状況その他の事情に照らして相当になるに至ったことが明らかであるときは、裁判所は、委託者、受託者又は信託管理人の申立てにより、信託の終了を命ずることができるものとする。

委託者については信託行為において公益信託の終了命令の申立権を有しない旨を定めることができるものとする。

5 公益信託の成立の認可の取消しによる終了

公益信託の成立の認可を取り消された公益信託は、終了するものとする（注）。

（注）原則として当該信託は終了するが、信託行為に公益信託の成立の認可の取消後は受益者の定めのない信託として存続させる旨の定めがあるときは、当該信託は受益者の定めのない信託として存続するものとするという考え方がある。

○部会資料44の第16「公益信託の終了」

（前注）信託法第163条（同条第2号を除く）が新たな公益信託にも原則として適用されることを前提としている。

1 略

2 委託者、受託者及び信託管理人の合意による終了

【甲案】略

【乙案】公益信託は、委託者、受託者及び信託管理人の合意により終了することができるものとする。

3 略

4 略

5 略

(補足説明)

部会資料44の第16の(前注)には「信託法第163条(同条第2号を除く)の規定が原則として適用される」と記載していたが、第45回会議において、公益信託の終了事由を広く記載した方が分かりやすい旨の指摘があったこと等を踏まえ、本部会資料の第16の1の提案では、信託法第163条第1号及び第3号から第9号までの事由に該当する場合に公益信託が終了することを具体的な終了事由とともに示す変更をしている。なお、本部会資料の第16の1(2)のうち、信託管理人の1年間の不在を終了事由とする提案に対しては部会で別の考え方が示されていることから、パブリックコメントに付すに際しては、その旨が明らかになるように努めることとする。

また、本部会資料の第16の3の乙案については、部会資料44の第16の2の乙案から実質的な変更点はないが、部会資料44の乙案の趣旨は行政庁の関与なく当事者の合意のみによる公益信託の終了を可能とすることにあったことをより分かりやすくするために、本部会資料の乙案では、委託者、受託者及び信託管理人の合意「のみ」により終了できるという表現の変更をしている。

第17 公益信託の終了時の残余財産の処理

1 残余財産の帰属権利者の指定

- (1) 公益信託の信託行為には、残余財産の帰属すべき者(以下「帰属権利者」という。)の指定に関する定めを置かなければならないものとする。
- (2) 上記(1)の定めの内容は、信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等(公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。)又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならないものとする(注)。

(注) 公益信託の成立後の寄附等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については上記(2)に掲げた者を指定するものでなければならないとした上で、公益信託の成立時に抛出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する考え方がある。

2 最終的な残余財産の帰属

帰属権利者の指定に関する信託行為の定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、国庫に帰属するものとする。

○部会資料44の第17「公益信託の終了時の残余財産の処理」

1 残余財産の帰属権利者の指定

- (1) 略

(2) 上記(1)の定めの内容は、

【甲案】信託終了時の全ての残余財産が、国若しくは地方公共団体に帰属し、又は当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託に寄附することを定めたものでなければならないものとする。

【乙案】信託終了時の全ての残余財産を当該公益信託と類似の目的を有する他の公益信託若しくは類似の目的を有する公益法人等（公益法人認定法第5条第17号イないしトに掲げる法人を含む。）又は国若しくは地方公共団体に帰属させることを定めたものでなければならないものとする（注）

（注）公益信託の成立後の寄附等により信託財産に加わった財産の帰属権利者については【乙案】で掲げた者を指定するものでなければならないとした上で、公益信託の成立時に提出された信託財産の帰属権利者については委託者等の私人を指定することを許容する考え方がある。

2 最終的な残余財産の帰属

帰属権利者の指定に関する信託行為の定めに掲げられた者の全てがその権利を放棄した場合の残余財産は、

【甲案】清算受託者に帰属するものとする。

【乙案】国庫に帰属するものとする。

（補足説明）

第46回会議では、部会資料44の第17の1(2)の甲案及び第17の2の甲案を積極的に支持する意見はなく、第17の1(2)及び第17の2の論点についてはそれぞれ部会資料44の乙案を本文の提案にすべきであるという意見に特段の異論がなかった。これを踏まえ、本部会資料の第17の1(2)及び第17の2の提案では、部会資料44の第17の1(2)及び第17の2のいずれからも甲案を削除し、乙案を本文の提案としている。なお、部会資料44の第17の1(2)の（注）に掲げた公益信託の成立時に提出された信託財産の一部を私人に帰属させることを許容するものとする考え方は、本部会資料の第17の1(2)の（注）にも掲げており、実質的な変更はない。

第18 公益信託と受益者の定めのある信託等の相互変更等

1 公益先行信託

公益先行信託（信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を公益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を私益目的のために供する信託）について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

2 公益信託から受益者の定めのある信託への変更

公益信託について、信託の変更によって受益者の定めを設け、受益者の定めのある信託とすることはできないものとする。

3 残余公益信託

残余公益信託（信託設定当初の一定期間は信託財産の一部を私益目的のために供するが、一定期間経過後は、残りの信託財産を公益目的のために供する信託）について行政庁が成立の認可を行う制度は設けないものとする。

4 受益者の定めのある信託から公益信託への変更

【甲案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることはできないものとする。

【乙案】受益者の定めのある信託について、信託の変更によって受益者の定めを廃止して公益信託とすることができるものとする。

第19 その他

1 信託法第3条第3号に規定する方法による公益信託

【甲案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできないものとする。

【乙案】信託法第3条第3号に規定する方法により公益信託をすることはできるものとする。

2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

(1) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託は、新公益信託法の適用を受ける公益信託への移行について、行政庁による移行の認可を受けることを必要とするものとする（注）。

（注）一定の要件を満たしている既存の公益信託については、届出等の簡易な移行手続を許容するとの考え方がある。

(2) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託について、移行の認可を受ける前は、現行公益信託法が適用されるものとし、移行の認可を受けた後は、新公益信託法が適用されるものとする。

(3) 移行の認可は、新公益信託法の施行日から一定の期間内に受けることを必要とし、移行の認可を受けなかった信託は、上記の期間経過後に終了するものとする。

3 罰則

現行公益信託法第 12 条の規律を改め、罰則について所要の措置を講ずるものとする。

4 その他

その他所要の規定を整備するものとする。

○部会資料 44 の第 19 「その他」

1 略

2 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託の取扱い

(1) 新公益信託法施行時に存在する既存の公益信託は、新公益信託法の適用を受ける公益信託への移行について、行政庁による移行の認可（注）を受けることを必要とするものとする。

（注）一定の要件を満たしている公益信託については、簡易な手続とする旨の考え方があ

(2) 略

(3) 上記(1)の移行の認可は、新公益信託法の施行日から一定の期間内に受けることを必要とし、移行の認可を受けなかった信託は、上記の期間後に終了するものとする。

3 略

4 略

（補足説明）

第 46 回会議において、部会資料 44 の第 19 の 2(1)の（注）に対し「簡易な手続」の具体例を示すべきである旨の意見等があったことを踏まえ、本部会資料の第 19 の 2(1)の（注）では、簡易な移行手続の例として届出を例示した。また、本部会資料の第 19 の 2(3)では、部会資料 44 の第 19 の 2(3)の「上記(1)の」を削除する表現の変更をしている。

以上